

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	健康増進事業における各種検診に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、健康増進事業における各種検診に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 天草市長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業における各種検診に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する以下の事務 ・歯周疾患検診事務 ・骨粗鬆症検診事務 ・肝炎ウイルス検診事務 ・がん検診事務
③システムの名称	1. 健康管理システム(住民健診) 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業における各種検診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 ○第2条の表139の項 (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第141条で定めるもの」 (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(利用事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第141条で定めるもの」 ○第141条 ・健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 ・健康増進法施行規則第4条の2第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業の実施に関する情報
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東町8番1号 電話0969-23-1111 e-mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	健康福祉部健康増進課 〒863-0034 熊本県天草市浄南町4番15号 電話0969-24-0620 e-mail:kensin@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	----------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市情報セキュリティ対策に関する規定第9条に規定される「情報セキュリティ実施手順書」に基づき、所管する情報システムに係る運用を実施している。また同第20条に規定される研修等が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人員	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年3月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年11月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	法令上の根拠における「番号法別表第一 七十六項」	別表111の項	事後	番号法の改正に伴う根拠となる法令条項の変更
令和6年11月18日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠における「番号法別表第二 百二の二項」	第2条の表139の項	事後	番号法の改正に伴う根拠となる法令条項の変更
令和6年11月18日	IV. リスク対策 8.人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式の変更
令和6年11月18日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式の変更
令和6年11月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月18日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更
令和6年11月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する以下の事務	事後	
令和7年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和6年10月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年10月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	